令和８年（フ）第２８０号
岐阜市柳津町東塚５丁目11番地（Ｍ．Ｎｅｔ１　４－Ｃ）、前住所岐阜県加茂郡八百津町八百津3129番地13　コーポささゆり302号
債務者　菊地　翔太
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２９５号
岐阜市岩崎856番地１
債務者　中山　育子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２４号
京都府舞鶴市上安東町20番地
債務者　征矢　賢作
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第２７号
京都府舞鶴市字森250番地市営住宅１号棟102号
債務者　多田　伸子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第５５号
熊本県八代市若草町１番地15（202）コーポグリーンパークⅡ
債務者　山口　理絵
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第６１号
熊本県水俣市浜町２丁目11番12号　洗切団地２棟203号
債務者　中園　早苗
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１６３号
北海道帯広市西13条南２丁目３番地１　ＣＬＡＳＳ帯広Ｉ１－Ｃ、前住所北海道帯広市西12条北７丁目19番地
債務者　井上　駿輔
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第８７号
福島県会津若松市一箕町松長字上長原54番地介護老人保健施設悠悠、住民票上の住所福島県河沼郡会津坂下町字光明寺東甲3940番地１コーポレインボー105
債務者　二瓶八重子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第８７号
茨城県日立市東金沢町４丁目10番15号
債務者　根本　春江
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１２７２号
神奈川県茅ヶ崎市中島1055番地５－306号　サザンクロス
債務者　須見　幸正
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１８号
横浜市磯子区洋光台６丁目24番14号　ハーモニア洋光台202号
債務者　千葉　未生
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８３１号
神奈川県藤沢市高倉542番地　森アパート202号
債務者　牧野貴美子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０１１号
横浜市都筑区東山田３丁目１番29号　クレール302
債務者　飯森　悠花
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６９号
静岡県伊東市玖須美元和田211番地の１
債務者　金子　幸司（旧姓羽切）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１９２号
香川県高松市扇町３丁目14番33－101号　扇町コーポラス
債務者　岩崎しのぶ
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０３号
香川県小豆郡小豆島町古江甲260番地５
債務者　中　　悠亮
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３６号
香川県高松市香川町大野2335番地３　ブルーメ101
債務者　菰田　憲男
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係